

日本健康会議 今後の活動について

2015年9月9日
日本健康会議推進事務局 事務局長
渡辺 俊介

日本健康会議における横展開の戦略について

- ①取組ごとにワーキンググループを設置し、厚労省・経産省も協力して具体的な推進方策を検討し、ボトルネックの解消や好事例の拡大を行う。
- ②「日本健康会議 ポータルサイト」を開設し、例えば、地域別や業界別などの形で取組状況を「見える化」し、競争を促す。

<情報集約>

- 都道府県及び市町村取組を情報収集
- 保険者団体による情報収集

<支援施策の実施>

- WGでの状況確認・検討
- テーマごとに支援策実施



事務局にてWEBに反映



可視化により、比較検討を可能にする

宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

<進め方>

- 市町村が、自ら又はITを用いた外部の専門事業者に事業委託する形で、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを付与する事業を推進する。
- この中で、例えば静岡県のように、都道府県が市町村による取組を牽引する方法も取り入れる。

静岡県の取組：ふじのくに健康マイレージ事業

県が商工会議所等に協力店を募った上で、県内の市町が健康づくり（各種健診受診、自らの健康改善目標実践など）を行った住民に対して発行する優待カード（ふじのくに健康いきいきカード）を協力店において提示することで、各店が用意したサービスを1年間利用できる

※効果的なインセンティブの方策や工夫の例を示す。（厚労省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下の個人への予防インセンティブ検討WGで年内にとりまとめ予定の内容を活用。）

宣言 2

かかりつけ医と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

<進め方>

- 生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を全国的に広げていくためには、行政と地域の医療関係者との連携・協力を一層推進すること等により、市町村等が生活習慣病の重症化予防に係る取組を実施しやすい環境を整備していくことが重要。

※例：埼玉県では、県がリーダーシップを発揮して地域における医療関係者との連携・協力を進めた結果、県内29市町村において、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施している。

- 「宣言2」の達成に向けて、重症化予防に向けた取組にリーダーシップを発揮する人材等の発掘や、各地域に、他の市町村等にとってモデルとなるような市町村等を全国的に育み、好事例の横展開を図る。

※参考：糖尿病性腎症による新規患者数 1.6万人程度/年 ※1 × 1人あたり医療費 500～600万円/年 = 年間医療費の伸び 900億円程度

※1：日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」

宣言 3

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

<進め方>

- 47の各都道府県の保険者協議会への情報提供などを行う「保険者協議会中央連絡会」を4年ぶりに再開させたところ。
- この中央連絡会での議論を通じて、保険者協議会での取組を活性化していく。
- 保険者協議会での取組の活性化を通じて、加入者の代理人たる保険者としての機能（加入者の健康管理・良質で効果的な医療提供体制の構築）の強化を図る。

保険者の果たすべき機能：

- ①被保険者の適用（資格管理）、②保険料の設定・徴収
- ③保険給付（付加給付も含む）、④審査・支払
- ⑤保健事業等を通じた加入者の健康管理
- ⑥医療の質や効率性向上のための医療提供側への働きかけ

宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

<進め方>

- 次世代ヘルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、推進方策のアイデアを詰める。
- 現時点で想定しているのは、昨年度の3月に示した健康経営銘柄の継続的实施や、先進的な取組を行う企業の経年的なフォローアップを通じて、更なる健康経営の促進を図る。
- また、健康経営に取り組む企業による情報発信を促進することにより、普及を図る。

健康経営銘柄：長期的な視点からの企業価値の向上を重視する
投資家にとって魅力ある企業を紹介するもの

※平成26年度に健康経営銘柄として選定された22企業一覧：

アサヒグループホールディングス、東レ、花王、ロート製薬、東燃ゼネラル石油、ブリヂストン、TOTO、神戸製鋼所、コニカミノルタ、川崎重工業、テルモ、アシックス、広島ガス、東京急行電鉄、日本航空、SCSK、丸紅、ローソン、三菱UFJフィナンシャル・グループ、大和証券グループ本社、第一生命保険、リンクアンドモチベーション

宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

<進め方>

- 次世代ヘルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、推進方策のアイデアを詰める。
- 現時点で検討している、日商と協会けんぽの共同事業により、「健康経営優良企業」の選定を行う仕組みを設け、そこに一定のメリット（例えば、融資商品等で優遇金利を適応すること等）を付与できないか検討する予定。
- また、商工会議所等と連携して「健康経営アドバイザー制度」を創設し、中小企業における健康経営の取組を支援する。
- 一部の協会けんぽ支部で行っている企業・事業者向けの「ヘルスケア通信簿[®]」の取組を広げ、中小企業等における健康状況や課題の可視化を行うことにより中小企業の取組を促す。

※健康経営アドバイザー制度：中小企業にアドバイザーを派遣し、経営者の理解を高めるとともに、制度面での整備を進める取組。

※協会けんぽ：約160万の中小企業等で働く従業員やその家族（約3,500万人）が加入している健康保険。都道府県ごとに支部があり、支部単位で運営している。

※ヘルスケア通信簿[®]：健診・保健指導等の基礎データにより事業所毎の健康課題を「見える化」するツール。全国健康保険協会の商標登録。

宣言 6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

<進め方>

- 保険者から委託を受けて、加入者本人に健診結果等の情報提供を行っている専門事業者の導入例を分かりやすくパンフレット等にまとめる。
- 保険者の保有するレセプトや特定健診データをシステム管理委託を受けるベンダーから他の専門事業者による活用が円滑に進むような方策を検討する。

問題点：システム管理委託を受けるベンダーが、保険者の保有するデータを他の専門事業者へ提供することに障壁（価格・システム連携等）があり、専門事業者の活用が円滑に進まないとの指摘があり、こうした課題の解決方法も検討。

- 一方、昨今の年金情報の漏洩問題を踏まえ、情報安全の徹底を図る。

宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

<進め方>

- 人材を抱え、ヘルスケア事業を満足に行える保険者は限られる。外部の専門事業者への委託を中心に考える必要がある。このため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、優良・良心的な専門事業者がどこであるかが保険者に分かるようにすることがポイント。
- まずは、委託をした実績のある保険者から委託先の専門事業者に関する情報の収集を行う。
- 今年12月に予定されている厚生労働省のヘルスケア事業者見本市事業において、保険者と専門事業者のマッチングを試行的に行う。

宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組みを行う。

<進め方>

- 保険者においては、ジェネリックの差額通知を効果的に行うことがポイント。

後発医薬品差額通知：後発医薬品に切り替えた場合に薬代がどれくらい
(ジェネリック) 削減できるのかを示した、保険者から個人への通知

- 単に受注単価が安い専門事業者に委託するのではなく、効果測定や効果予測がきちんとできる専門事業者への委託を誘導する。
- 各保険者が毎年度どのくらいの使用量割合であるかを一覧できるようにし、競争を促すため、新たにポータルサイトによる常時可視化を行う。

※後発医薬品の使用割合を80%にすることで、医療費1兆円程度の適正化が図れると厚労省で試算している。